

# 自動車税種別割納税通知書用封筒に掲載する 広告を募集します！

令和8年5月に発送を予定している「自動車税種別割納税通知書」約61万通の封筒裏面に広告を掲載していただける団体を募集しています。

## 自動車税種別割納税通知書とは

- 自動車税種別割の納税告知文書と納付書を兼ねたもので、約61万通発送予定です。
- 県内ナンバー(広島、福山、広)の 自動車を所有している方にお送りします。  
※ 軽自動車、オートバイ、原付、小型特殊自動車、大型特殊自動車は除きます。
- ※ 割賦販売等により所有権が留保されている場合は、自動車の使用者にお送りします。

## 1 募集広告枠、通数など

- 1 枠とし、自動車税種別割納税通知書用封筒の裏面約2/3を使用します。
  - 2 サイズ……**縦8cm×横12cm** (ただし、右上に縦5mm×横10mm程度の大きさで「広告」と表示すること。)
  - 3 広告の色……**赤・青のみ**
  - 4 募集最低価格……**30万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)**
- (注)1 発送予定数量は令和7年度の実績であり、令和8年度は多少異なる場合があります。
- 2 募集価格には封筒への印刷経費を含みますが、デザイン原稿は広告主が作成してください。

## 2 申し込み方法

広告掲載申込書に必要事項を記入し、**令和8年1月30日(金)**までに広島県庁税務課へ提出してください  
(郵送の場合は、上記の日を必着とします)。

## 3 掲載できない広告

法令等に違反しているもの、公序良俗に反しているもの又は反する恐れがあるもの等、広島県広告取扱要綱第4条第2項に該当するもの及び広島県広告取扱基準第3に該当するものについては掲載できません。

## 4 広告主の決定方法

広告の内容が自動車税種別割納税通知書用封筒への掲載に適当と認められるもののうち、最も申込価格が高い団体に決定します。

ただし、県税を滞納している団体等、広島県広告取扱基準第2に該当する業種又は事業者は広告主になることができません。

広告主決定の可否については、申込みされた各団体へ2月頃に文書で通知します。

なお、広告主決定後、広告主の所在地、名称、申込価格をホームページで公表します。

## 5 広告主決定後の手続き

広告主に決定した場合、2月中旬までに広告の原稿及び広告の掲載についての承諾文書を提出し、4月末日までに広告掲載料を払い込んでいただくこととなります。

(お問い合わせ先)

広島市中区基町10-52

広島県総務局税務課

TEL (082) 513-2327

e-mail : souzeimu@pref.hiroshima.lg.jp